

毎日の生活のためになる情報を  
たくさんお届けします!

# Information

## インフォメーション

### お知らせ



### ゴールデンウィーク中の ごみ収集業務

| 4月29日(火)                 | 30日(水)           | 5月1日(木)                     | 2日(金)        | 5日(月)                    | 6日(火)                    |
|--------------------------|------------------|-----------------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 可燃ごみ<br>バス路線南側<br>(特別実施) | プラスチックごみ<br>町内全域 | 不燃ごみ・資源<br>西條地区<br>※城前田地区除く | 可燃ごみ<br>町内全域 | 可燃ごみ<br>バス路線北側<br>(特別実施) | 可燃ごみ<br>バス路線南側<br>(特別実施) |

※その他の日は、今月のカレンダー(12・13ページ)でご確認ください。

**問合せ先** 役場 産業環境課

内線124・159

### 平成27年の成人式から 開催日を変更します

これまで成人式を成人の日に開催していましたが、近年、翌日が平日となるため参加しづらいなどのご意見が多いことから、より多くの新成人の方に参加していただけるよう、平成27年の成人式から成人の日の前日の**日曜日**に開催日を変更します。

新成人の皆さん(平成26年11月末現在、本町に住民票のある方)へは、12月に案内はがきを送付します。

**開催日** 平成27年1月11日(日)

※成人の日の前日

**会場** スポーツセンター

**対象** 平成6年4月2日～7年

4月1日に生まれた方

**問合せ先** 公民館内社会教育課

☎(443)2671

### 国民年金保険料が 改定されました

平成26年4月からの国民年金保険料は15250円です。

平成26年度 国民年金保険料  
(口座振替制度と前納制度による保険料納付額比較表)

| 納付方法     | 1カ月分の<br>保険料額 | 割引額 | 6カ月分の<br>保険料額 | 割引額    | 12カ月分の<br>保険料額 | 割引額    |
|----------|---------------|-----|---------------|--------|----------------|--------|
| 定額保険料    | 15,250円       | —   | 91,500円       | —      | 183,000円       | —      |
| 前納(現金払い) | —             | —   | 90,760円       | 740円   | 179,750円       | 3,250円 |
| 前納(口座振替) | —             | —   | 90,460円       | 1,040円 | 179,160円       | 3,840円 |
| 早割(口座振替) | 15,200円       | 50円 | 91,200円       | 300円   | 182,400円       | 600円   |

保険料をまとめて前納すると割引になる制度や、口座振替の早割(当月保険料を当月末引き落とし)で納付すると割引になる制度がありますのでご利用ください。

**問合せ先** 中村年金事務所

☎(453)7200

役場 住民課 内線121

## 国民年金保険料の 学生納付特例

日本国内に住むすべての方は、20歳になったら学生の方も国民年金に加入しなければなりません。

しかし、ほとんどの学生の方は所得がありませんので、保険料を納めることが困難です。

そこで保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

**対象** 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等の昼間・夜間・定時制・通信制課程などに在学する20歳以上の学生であつて、学生本人の前年所得が118万円以下の方

### ●申請手続きが必要で

この制度を利用するには、申請して承認を受ける必要があります。

### 必要なもの

- ・年金手帳
- ・学生証、または在学証明書の写し
- ・印鑑(本人が署名するときは不要)

※他の市町村から転入されてすぐの方は、所得証明書が必要になる場合があります。

### 提出先 役場 住民課

### ●承認を受けること

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間として算入されますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。

### 問合せ先 中村年金事務所

☎(453)7200

役場 住民課 内線121

## 平成26年度就学援助

経済的な理由によりお子さんを町立の小・中学校へ就学させることにお困りの保護者の方に、給食費や学用品費など学校生活に必要な費用の一部を援助する事業を行っています。援助を希望される方は、次の事項を参考にして申請の手続きをしてください。

### 対象

- ・生活保護を受けている方(修学旅行費のみ)
- ・児童扶養手当が支給されている方(児童手当・遺児手当・特別児童扶養手当は該当しません)
- ・特別な事情により、著しく生

活が困窮している家庭

### 対象経費

- ・学校給食費
- ・学用品・通学用品費
- ・校外活動費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・修学旅行費

### 申請方法等

詳しくは、学校から配布されるお知らせをご覧ください。(4月配布予定)

### 問合せ先 役場 学校教育課

内線187

## 新任人権擁護委員を 紹介します

4月1日付けで、三輪昭子氏が人権擁護委員として、法務大臣から委嘱されました。



三輪 昭子氏  
西條字大辻19番地

日常生活の中で、これは人権問題ではないかと感じたり、法律上

どのようなものか分からない場合など、困ったときにはお気軽にご相談ください。

相談は無料で秘密は厳守します。

また、人権擁護委員として長きにわたり、町民の人権に関する相談や人権思想の普及高揚に努めてこられました角田美智子氏が、平成26年3月31日をもって退任されました。

### 問合せ先 役場 民生課

内線165・168

## 犬の登録と 狂犬病予防注射

生後91日以上の犬には、狂犬病予防法により一生に一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられ、毎年必ず注射を受けさせなければなりません。

平成26年度の犬の登録と狂犬病予防注射の日程等は次のとおりです。

また、来場できない方は、開業獣医で注射を受けさせ、手続きを行ってください。

### 日程

- ・4月7日(月)午後1時30分

- 3時 公民館下駐車場
- 4月8日(火)午後1時30分～
- 3時 八ッ屋防災コミュニティセンター
- 4月9日(水)午後1時30分～
- 3時 西條防災コミュニティセンター

## 料金

- ・登録済みの犬(平成7年度以降に登録した犬)
- 一頭3400円
- ・未登録犬(生後91日以上犬)
- 一頭6400円(登録手数料を含む)
- ※注射料金・注射済票交付手数料を含む
- ※今回から料金の変更となります。

## 注意事項

- ・登録済の犬の場合は、役場からの通知はがき(事前に問診票をご記入ください)を必ず持参してください。
- ・事故防止のため、首輪はあらかじめ点検し、犬を制御できる方が、汚物を始末する道具を持参してお連れください。なお、接種に伴う副反応については、町は責任を負いません。
- ・飼い犬が死亡した場合、行方不

明になった場合は、役場産業環境課に届け出をしてください。

**問合せ先** 役場 産業環境課  
内線124

## 計量器の定期検査

はかりを取引・証明に使用する場合は、定期的に検査を受けなければなりません。今年は2年に1回の定期検査の年に当たりますので、該当する「はかり」がありましたら、計量士による代検査を行われる方を除いて、集合検査を受検してください。

**集合検査日時** 4月18日(金)

午前10時～正午  
午後1時～3時

**集合検査会場** 公民館南玄関  
**検査に必要なもの**

- ・取引・証明に使用する「はかり」
- ・検査手数料(1台につき250円から数千円程度)
- ※機種・ひょう量・おもりの個数等によって異なります。

**問合せ先** 役場 産業環境課

内線124・159

## 4月6日(日)～15日(火) 春の全国交通安全運動

新年度を迎え、真新しいランドセルを背に元気な姿で登校する子どもや新社会人となった若者のフレッシュな姿を見掛けるようになります。しかし、この時期は同時に、不慣れた交通環境で通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配される時期でもあります。

また、気候も良くなり、行楽などで自転車を使ったり、高齢者が外出する機会が増えたりして、交通事故の危険性が高まります。さらに、歓送迎会や花見のシーズンでもあり、飲酒の機会も増えることから、飲酒運転による交通事故も懸念されます。

そこで、次の運動重点に沿った春の全国交通安全運動を県民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

### ●運動重点

**運動の基本** 子どもと高齢者を交通事故から守ろう

### 取組重点

- ・自転車の安全利用を進めよう

- ・すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- ・飲酒運転を根絶しよう

## 特定健診・特定保健指導のご案内

### ●特定健診とは

特定健診(特定健康診査)とは、厚生労働省により40歳以上75歳未満の保険加入者全員(妊産婦と厚生労働大臣が定める一部の方を除く)を対象として実施が義務付けられた、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の発見を重視し、保健指導に結び付けることで生活習慣病を予防することが目的です。

生活習慣病の代表ともいえる「高血圧」「糖尿病」「脂質異常症」などの発症・悪化には、内臓脂肪が大きく影響しています。生活習慣病は、自覚症状がないまま進行するため、健診は「生活習慣を振り返るよい機会」になります。

## ●特定健診を受けないと…

メタボリックシンドローム等に該当となった方へは保健指導（生活の改善点の指導・食生活指導）を行い、生活習慣病へ発展しないよう該当者の方々と協力しながら改善を目指します。

生活習慣病（心疾患や脳血管疾患）へ発展してしまった場合や治療期間などを考えると、早期発見、早期改善をお勧めします。

特定健診の検査項目には、すべての対象者が受診しなければならぬ「基本的な健診項目」と前年度の健診結果等に基づいて、医師の判断により必要に応じて追加受診する「詳細な健診項目」があります。どちらの項目もメタボリックシンドローム対策を重視した内容です。

## 基本的な健診項目

- ・問診（生活習慣、行動習慣）
- ・診察（理学的所見）
- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- ・血圧測定
- ・検尿（尿糖、尿蛋白）
- ・血液検査（血中脂質、血糖、肝機能）

## 詳細な健診項目

心電図・貧血検査・眼底検査

厚生労働省が平成29年度までに「特定健診の実施率60%」「特定保健指導の実施率60%」「メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率25%」と目標値を定めており、達成度によって後期高齢者医療制度への支援金が増額または減額される予定です。

つまり、健診を受ける人が少ないければ、保険税が高くなる可能性も考えられます。

健診は、病気を発見するだけのものではありません。自分の健康状態をチェックし、生活習慣病などの予防に努めることで、結果的に医療費の節約やこれ以上国保税が上がらないよう抑えていくことにつながるのです。

ぜひ、年に1回健診を受けるよう心掛けましょう。詳細は、5月下旬に該当する加入者全員に通知します。

75歳以上の後期高齢者医療保険に加入している方は、生活習慣病の早期発見・介護予防を目的とした後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）を受診することができます。

**問合せ先** 役場 保険医療課

内線170

## 高額な外来診療を受ける方へ

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が1カ月単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。

入院時と同様に外来診療でも1カ所の医療機関等で限度額を超えている場合には、医療機関等の窓口で「認定証」などを提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はありません。また、薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができます。

※2カ所以上の医療機関等の合計額が限度額を超える場合は、今までどおり高額療養費としてお返しします。

## ●認定証の交付手続き

・70歳未満の方および70歳以上の非課税世帯等の方

事前の手続きとして、医療機関に確認のうえ、加入する健康

保険組合などに「認定証」の交付を申請してください。「認定証」が交付されたら医療機関の窓口で提示してください。

なお、国民健康保険の場合、保険税に未納がある方は交付されません。

・70歳以上で、非課税世帯等ではない方

事前の手続きは必要ありません。医療機関の窓口で「高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

**問合せ先** 役場 保険医療課

内線170

## 備品貸出事業を

ご利用ください

皆さんの日常生活や地域福祉の援助・便宜を図ることを目的に行っていますので、お気軽にご利用ください。

**対象** 社会福祉協議会会員または、町内在住・在勤の方および町内で活動しているグループ

## 貸出物品

・介護用具（車いすなど）

※原則として介護保険対象外の

方のみとします。

・ボランティア用具(擬似体験グッズなど)

・レジャー用具(バーベキューセツトなど)

### 使用料

・社会福祉協議会会員 無料

・非会員 500円(1回)

**貸出期間** 必要と思われる最短期間※相談のうえ、決定します。

**申込方法** 印鑑をお持ちのうえ、社会福祉協議会窓口へお越しください。

※事前にお電話で在庫の確認をしていただくと確実です。

**問合せ先** 社会福祉協議会

☎(442)0990

## マスコットキャラクター「はるちゃん」のクリアファイル新発売!

はるちゃんグッズにクリアファイルが加まりました。ぜひお買い求めください。

**販売場所** 役場企画課・保健センター・健康館すこやかおおはる・公民館・スポーツセンター

**販売金額**

・1枚 100円  
・3枚 200円



**問合せ先** 役場企画課

内線126

## 募集



## 2014音楽芸能祭

出演者

日ごろの活動の成果を発表してみませんか。

ジャンルの垣根を越えて交流の輪を広げ、一緒に素敵なステージを作り上げましょう。

大勢の皆さんの参加をお待ちしています。

**とき** 7月6日(日)

開場 午前11時30分

開演 正午

※開場・開演時間に変更になる場合があります。

**ところ** 公民館3階 講堂・体育室

**対象** 町内在住・在勤の方

**参加費** 無料

**申込期間** 4月13日(日)～5月18日(日)

18日(日)

**申込・問合せ先** 公民館内 社会教育課

☎(443)2671

## 身に付けよう応急手当 普通救命講習

**とき** 4月27日(日)午後1時～4時

**ところ** 海部東部消防組合消防本部 講堂

**対象** 大治町・あま市に在住または在勤の方で満15歳以上の方

**内容**

・成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法

・大出血時の止血法

**定員** 15名

**費用** 無料

**受付期間** 4月7日(月)～20日(日)

(日)

**申込場所** 海部東部消防組合消防本部・消防署・北分署・南分署

**申込方法** 普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みの受付はできません。

**問合せ先** 海部東部消防組合消防本部 消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

## 社会福祉協議会会員

社会福祉協議会は町民の皆さんからの会費や寄付金、行政の協力を得て、ふれあいフェスティバルや敬老会の開催、デイサービス、福祉作業所、児童センターなどの運営をしています。

さらに充実した活動を展開していくため、これらの活動にご理解、ご協力くださる方を募集しています。

**会費(一口)**

・個人会員 1000円

・法人会員 10000円

**入会方法** 本会窓口、役場民生課窓口、または町内の各金融機関に用意してある本会あて専用振込用紙でお申し込みください。

**問合せ先** 社会福祉協議会

☎(442)0990

## 庭木の消毒作業

6～8月実施の予約を受け付けます。ご希望の方はお問合せください。

効率的にまとめて作業するため、誠に勝手ながら作業日の指定はご遠慮願います。

**注意** 天候都合により作業日が変更になる場合があります。

**申込・問合せ先** シルバー人材センター ☎(443)1680



## お願い



**国民健康保険からの緊急提言  
保険税が上がらないように  
医療費の節約を**

皆さんがお医者さんにかかったときに支払う医療費が年々増え続けています。医療費の支払いなどに充てられる主な財源は、皆さんの納める保険税です。そのため、医療費の増加などで国民健康保険の負担が大きくなると、必然的に保険税を引き上げることにもなります。

医療費の増加を防ぐためには一人ひとりが医療費を大切にすることが第一歩です。

皆さんのちよつとした心掛けで医療費を節約することができま

す。医療費を無駄なく上手に使い

ましょう。

・日ごろから健康づくりを心掛けましょう。

・定期的に健康診断を受けて、早期発見・早期治療を心掛け

ましょう。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれるかかりつけ医を持ちましょう。

・同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。

・薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って適切な用量・用法で服用しましょう。

・急病などのやむを得ない場合を除いてなるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

**問合せ先** 役場 保険医療課

内線170

## 救急車の適正利用にご協力を

海部東部消防署では、住民の皆さんの大切な生命を守るため、4台の救急車を配備しています。しかし、近年救急出動が増加しており、救急車が4台同時に出

動する機会が多くなっています。このまま増加傾向にあれば、救急車が不足してしまう恐れもあります。また、救急車で搬送された方の約半数が入院を必要としない軽症という現状もあります。真に救急を要する方のために、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

**問合せ先** 海部東部消防組合 消防本部 消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

## 電柱にカラスの巣を見つけたらご連絡を

毎年春先から初夏にかけては、カラスの巣作りが多くなります。

「カラスが電柱に巣を作っている」ところがあると、木の枝や針金などが電線に接触して、停電の原因になってしまいます。見つけられた場合は、お近くの中部電力窓口までお電話でご連絡ください。ご協力をお願いします。

**問合せ先** 中部電力株式会社

中村営業所

☎0120(985)723

(平日午前9時～午後5時)

## 相談



### 消費生活相談窓口

電話による強引な押し売りや頼んでもいない商品が届いたこととはありませんか。商品やサービスの多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のために助言などを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安を感じたら、ひとりで悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりますので、お待ちいただくことがあります。

**とき** 4月16日(水) 午後1時30分～4時30分(受付終了午後4時)

※原則、毎月第3水曜日に行っていますが、変更となる場合があります。

**ところ** 役場2階旧保健センター

**相談料** 無料

**申込方法** 来庁または電話

**申込・問合せ先** 役場産業環境課

内線159

### 無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談は事前に予約が必要です。相談時間は一件25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守しますので、お気軽にお申し込みください。

**とき** 4月22日(火)午後2時～4時

**ところ** 総合福祉センター1階相談室

**定員** 4件(要予約)

**申込・問合せ先** 社会福祉協議会 ☎(442)0990

※心配ごと相談も、第1・3火曜日の午後2時～4時に開設しています。あわせてご利用ください。

心配ごと相談直通電話

☎(442)7793

### 県立名古屋盲学校の教育相談

見えにくい、見えないことで困っているお子さんの生活や学習についてお気軽にご相談ください。相談は無料です。

**ところ** 県立名古屋盲学校

**対象** 乳幼児・小学生・中学生・高校生

**申込・問合せ先** 県立名古屋盲学校 ☎(711)0009

## スポーツ



### 教室・講座について

スポーツセンターで開催している教室や講座に関しては、各戸配布される「スポセンニュース」をご覧ください。

**問合せ先** スポーツセンター

☎(443)7077

## 講座・教室



### 太鼓教室

～太鼓を叩いてみませんか～

大治太鼓保存会の指導により、1年を通し、太鼓教室を開催します。

**とき** 第1・3・5土曜日午後7時～8時30分

**ところ** 公民館3階講堂・体育室

**対象** 本町在住の小学1年生以上の方

**参加費** 無料

**申込・問合せ先** 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671

